

東京都農林・漁業振興対策審議会（第2回林業部会）議事録

平成25年3月22日（金）

都庁第一本庁舎北側42階特別会議室B

（午後2時25分開会）

1. 委員及び東京都職員紹介

○事務局 それでは、定刻よりも早いのですが、本日お集まり予定の委員の皆様は既にご参集いただいておりますので、ただいまから、東京都農林・漁業振興対策審議会第2回林業部会を開催いたします。

私は、本部会の進行を務めさせていただきます、産業労働局農林水産部森林課の異でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況をご報告させていただきます。現在、林業部会委員総数11名中、その過半数を超える8名の委員の皆様にご出席いただいております。東京都農林・漁業振興対策審議会条例第9条第1項の規程により、本部会が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、お手元に配付してございます資料についてご案内させていただきます。クリップでとめてございますが、上から会議次第、委員名簿、座席表、審議スケジュール、資料1はA3横の答申素案の概要、また、別のクリップどめで、資料2は答申素案の本文でございます。

続きまして、今回からご出席の委員の方もいらっしゃいますので、改めて林業部会の委員の皆様及び都の幹部職員をご紹介します。

林業部会の委員名簿の順でご紹介させていただきます。

まず、正面にお座りの宮林部会長でございます。

○宮林部会長 宮林でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、向かって右手側から池谷委員でございます。

○池谷委員 池谷キワ子と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 木村委員でございます。

○木村委員 木村です。よろしくどうぞお願いします。

○事務局 小峰委員でございます。

○小峰委員 小峰です。よろしくお願いいたします。

○事務局 中島委員でございます。

○中島委員 中島です。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、部会長に向かって左手側から、林田委員でございます。

- 林田委員 林田です。よろしくお願ひします。
- 事務局 福田委員でございます。
- 福田委員 福田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 山下委員でございます。
- 山下委員 山下でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 なお、本日、吉条委員、坂本委員、竹内委員は、都合によりご欠席となっております。

続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。

まず、産業労働局から津国農林水産部長でございます。

- 津国部長 津国でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 武田安全安心・地産地消推進担当部長でございます。
- 武田部長 武田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 小寺団体経営改善推進担当課長でございます。
- 小寺課長 小寺でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 斉藤森林課長でございます。
- 斉藤課長 斉藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 岡田森林事務所長でございます。
- 岡田所長 岡田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 次に、環境局から自然環境部近藤森林再生担当課長でございます。
- 近藤課長 近藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 では、この後の議事進行につきまして、宮林部会長にお願ひいたします。
よろしくお願ひいたします。

2. 議事

- 宮林部会長 では、改めまして、皆さん、こんにちは。

年度末の大変なときにご苦労さまでございます。桜ももう咲き始めたということですが、花粉症でお困りの方は大変ご苦労さまでございます。

今日は2回目ということで素案が示されます。それを十分に検討していただいて、さらに直して3回目ということになろうかと思っておりますので、どうぞ忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。

進め方でございますけれども、章ごとに説明でありますので、関連しますので、まず最初に1章、2章を説明していただきます。その後、議論をしまして、3章をやっていただきます。それで、3章の後、またちょっと議論をしていただいて、4章ということで3段階で行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず1章、2章につきましてご説明のほどをよろしくお願ひします。

○斉藤森林課長 それでは、答申素案の説明をさせていただきます。

答申素案の本文につきましては、資料2でお配りをしておりますが、資料1の答申素案の概要に取りまとめを行っておりますので、こちらで説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、答申素案の概要につきまして、A3の資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

第1章でございますけれども、「東京の森林・林業の位置づけ」でございます。

まず、「大きな可能性を秘めた東京の森林」ということで、森林は木材供給や水源かん養などの多面的機能を有するほか、保健休養や環境教育の場でもあります。加えて、都市部に隣接する多摩の森林は、多様な主体が参加する森づくりの場としても非常に利便性が高いということが言えると思います。

また、都市部での木材利用は、多くの二酸化炭素を固定していますが、そこで多摩産材を使うことは、多摩の森林の伐採更新を促し、伐採・利用・植栽・保育という循環の継続につながります。東京の森林は、大都市東京のメリットを生かすことにより、その可能性を大きくすることができると言えます。

続きまして「森林という貴重な財産を守り続けていく林業」ということで、林業は森林の循環の担い手であり、地域経済に不可欠な地場産業であります。また、自然と触れ合う働きがいのある職業として、近年は就労を希望する若者が増えてきております。

東京の森林は、次世代に引き継ぐべき都民共有の貴重な財産でございます。そのため、林業が中心となって都民全体で森林を保全していくことが必要であり、林業が持続的に発展することにより、森林が守られ、引き継がれていくと記載しております。

続きまして、第2章に移らせていただきます。

第2章では「再生へ向けて道半ばである東京の森林・林業」として、森林整備、林業経営、多摩産材、都民協働という4つに区分けをいたしまして、それぞれの現状と課題につきまして記載をさせていただきます。

なお、この資料では、主に課題を記載させていただいております。

最初は「森林整備における現状と課題」でございます。

課題の1つ目は「立地条件に応じた森林整備が不十分」でございます。平成21年3月策定の「森づくり推進プラン」では、多摩の森林を「環境林」「循環林」「共生林」という3つに区分けし、それぞれで具体的な取組を設定しております。しかし、この区分は明確なものではなく、さまざまな事業が混在しているなど、区分に適切に対応した森林整備が必ずしも行われているとは言えません。また、森林への関心が低い森林所有者も多く、自分の森林で何をすべきかがわからない

という方も多くおられます。

課題の2つ目は「木材価格が低迷する現状では民間の自発的な森林整備が困難」でございます。平成18年度より重点的に実施してまいりましたスギ花粉発生源対策の主伐事業によりまして、伐採更新が促進され、森林の循環が動き出したほか、多摩産材の供給量が大きく増加するなど、様々な効果が出ております。

しかし、同事業は平成27年度で現行計画期間が終了となりますが、今後、木材価格が大幅に上昇する見込みは少なく、コスト削減も進んでいないことなどから、民間単独では伐採更新が促進される状況とはなっておりません。そのため、主伐事業の終了後は、森林の循環が再び停滞するおそれがございます。

課題の3つ目は「シカ被害の継続と自然災害発生の危惧」でございます。多摩のシカ生息数は減少傾向にございますが、シカ保護管理計画で定めた目標頭数よりも依然として多い状況でございます。また、生息域が分散している傾向があり、今後は、これまで被害のなかった地域でも被害発生のおそれがございます。

このほか、近年は台風の相次ぐ上陸や集中豪雨などによりまして、日本各地の森林で大規模な自然災害が発生しております。局地的な集中豪雨は予測できないことから、東京においても防災対策の一層の促進が不可欠でございます。

続きまして、右側、2番の「林業経営における現状と課題」に移らせていただきます。

課題の1つ目は「激変した国の制度」でございます。森林法の改正によりまして、面的なまとまりのある森林を対象とする森林経営計画制度が導入されました。国庫補助や税制上の優遇措置も、経営計画の対象森林に限定となったことから、計画の早期策定が必要でございます。しかし、多摩の森林では、面積要件を達成できずに経営計画が策定できない箇所が多く出ることが予想されております。

なお、経営計画策定には面的なまとまり、すなわち施業の集約化が必須でございます。しかし、多摩地域には集約化の前提として必要な境界の明確化が進んでいない森林も多く、集約化の円滑な推進を阻んでいる状況でございます。

課題の2つ目は「進まない林業のコスト削減」でございます。都は、重要な生産基盤である林道の整備に重点的に取り組んでおり、近年は市町村との連携などによりまして着実に整備を進めております。しかし、一層のコスト削減のためには林道整備が不十分と言えるところでございます。

また、伐採搬出におけるコスト削減には、路網と機械の複合的な活用が必要であり、路網も、林道に加えて、森林所有者等が整備する森林作業道が必要でございます。しかし、伐採搬出や路網作設の技術者が不足しており、高性能林業機械の導入も進まず、林業の高コスト構造の改善には至っておりません。

続きまして、その下、3番の「多摩産材における現状と課題」に移らせていた

できます。

「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」の施行を受け、都では、「公共建築物等における多摩産材利用推進方針」を改正しており、独自の方針を策定した区市町村もあることから、今後は公共利用の増加が予想されております。しかし、多摩の製材業は規模が小さいため大量の在庫を抱えられず、製材所自体の数も少ないことから、現状の供給体制では、まとまった量を必要とする公共利用が増加した場合には対応が難しいと考えております。

課題の2つ目は「伸び悩む民間需要」でございます。都では、様々な手法を用いて多摩産材をPRしてまいりましたが、認知度はいまだに低いのが現状でございます。また、多摩産材そのものだけでなく、なぜ森林を伐採して木材を使うのかという利用意義についても、普及が不足しているところでございます。このほか、今後は、新設住宅着工戸数も減少が見込まれていることから、安定的な民間需要の確保においては、住宅利用に加え、新たな木材利用が不可欠でございます。

続きまして、3番の左側、4番の「都民協働における現状と課題」に移らせていただきます。

課題は、「森づくりに参画する都民や企業等が少数」でございます。日本で最も人口や企業の多い東京は、森づくり参画への潜在的な需要は非常に大きいと考えられますが、実際に参画した都民や企業は決して多いとは言えない状況でございます。より多くの都民や企業が関心を示し、その要望に応えるには、現行の仕組みでは不足していると考えられます。また、企業等の多様な要望に柔軟に対応できていないということもございます。

以上で第1章及び第2章の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○宮林部会長 ありがとうございます。

それでは、まず1章、2章におきまして、東京都の森林・林業の位置づけと課題についてご報告がありました。これにつきまして、過不足分とかご意見、質問等、ございますでしょうか。どんな点からでも結構でございます。

特に現状、位置づけとしましては、可能性というところで、東京都の中における森林の大きな役割というのが掲げられております。都民の財産であるという位置づけです。どうでしょうか。

小峰さん、現状と課題はどうでしょうか。

○小峰委員 「林業経営における現状と課題」のところで、国の制度が大きく変わってきた。その中で、東京都の、他の県から比べたら施策はあるけれども、その施策を新しい制度の中でどう使っていくのか。現場では、経営計画という問題で、経営計画を策定するときに、制度そのものがきちんと機能していないというところ

ろがあるような気がします。これは、今までは森林組合もしかり、市町村に任せられた環境局の森林再生事業もしかり、森林組合からすれば、事業ありきというところがありましたから、何でもかんでもという形で言ってきましたけれども、今度はそうはいかない。それから、集約化して効率化するということになりましたので、その辺のところをきちんと整理しておかないと、これからの施業をしたり政策をする上で問題になるのではないか。

そういう点では、東京都の施策そのものもある程度それに合ったような形に変えていかないと、新しい国の制度にうまく対応できないのではないかという気がします。そんな感じがしました。

○宮林部会長 ありがとうございます。

その辺につきましては、まさに課題でありまして、これは林野庁のほうも政権がかわったりしましたので、少し経営計画の中身も検討してくると思います。そういうものに合わせて、東京独自の計画が必要になるかと思っておりますので、これはまた後ほど議論になると思いますが、ご指摘のとおりだと思います。

ほかは何かございますでしょうか。どうぞ。

○中島委員 経営計画の制度ですけれども、目的とするところは、量産化による自然素材の工業製品化というのが何か見え隠れしていて、果たして東京都版で、それが正しい方向なのかどうかというところは説明したほうがいいのかという気がするのです。

○宮林部会長 その辺につきましては、東京都は大きな市場を持っておりますけれども、資源的にはかなり小さい。そういう中で、それに対応した森林計画制度のようなもので出てくるかというよりも、もうちょっと東京都らしい施策というのですか、そういうものが需要ではないか、その辺を少し入れたほうがいいのかということですね。

どうぞ。

○福田委員 同じようなことなのですけれども、やはり森林経営計画のことで、東京都独自のものというものは必要だと思うのですけれども、集約化ということが大きいですね。一般の人たちがどの程度集約化を、小さい規模の方たちもまとめなければならないということで、その辺の説明会というか、そういうものである程度皆さんに徹底しないと、ぽこんぽこんと穴があいてしまう。でも、そここのところを、今、不在村の人たちはあれがなくてもいいというふうにはなっているとしても、やはり個人の財産ですから、きちんと説明をしたという証ではないけれども、そういうことはきちんとしていかないと、私は知らなかったということでは済まされないのではないかと思います。

○宮林部会長 集約化に関してまとめるときに、今は法律が改正されまして、首長

さんの5年間ぐらいの配慮である程度できるようになりますけれども、ただ、それに従っても、所有権に関わりますので、その辺をうまく条例の中とかいろいろなところで調整しておく必要があるだろうということと、集約化に対する一般への周知というのですか、その辺も必要だろうということだと思います。

ここも非常に重要なところで、今回の経営改善の中で、国の制度の中で集約しなさいと言っているのだけれども、できなかった場合どうするかという担保は全くされておりませんので、その辺、やはりそのまま進んでしまいますと、温度差といいますか、森林の整備に格差が出てきますので、これは重要なところだと思います。

ほかはどうでしょうか。どうぞ。

○林田委員 「森林整備における現状と課題」の(3)ですけれども、シカの被害と自然災害が同列というのは項目を変えたほうがいいのではないかと思います、いかがですか。ちょっと形態が違うような気がするのです。

○宮林部会長 確かにそうですね。

○林田委員 (1) (2) (3) (4) というならわかるのですけれども。

○宮林部会長 これは、本文のほうはどうなっていましたか。本文も一緒になっていましたか。

○林田委員 一緒になっています。

○宮林部会長 そうですね。これは、ひょっとしたら、おっしゃるとおり変えたほうがいいかもしれませんけれども、事務局、どうですか。検討することにしましょうか。

○津国農林水産部長 はい。いずれにしても、(3)の中は①と②で分かれております。それをそのまま別にすれば大丈夫かと思えます。

○宮林部会長 多分、シカの全体の害というのも非常に大きくなってきましたし、その下の自然災害というのも放置できない問題になってきましたので、むしろ自然災害というのは新しい災害のように見えるから、森林も新しく作りかえていかないといけない、というような議論になるかもしれないですね。そうすると、ここで分けておいたほうがパンチ力はあるなという感じです。

ありがとうございます。ほかはどうでしょうか。どうぞ。

○木村委員 相対的にはこういうことなのかなというふうに思うのですが、特に1章の「東京の森林・林業の位置づけ」の中の2番目の部分ですが、中黒の2点目ですけれども、「地域経済に不可欠な地場産業」というくだりがあるのですが、収益を生まない現状の中で、本当に地場産業と言えるのだろうかというのがちょっと気になったのです。

○宮林部会長 これは、実は大きいですね。この書きぶりなのですからけれども、今、

国連の中ではC O P 1 0の生物多様性行動計画10年というのがスタートしていて、国連のその中に、利用と持続性と還元という3つのキーワードがあって、グリーンエコノミーという言葉が出てくるのです。とすれば、この「地域経済に不可欠な」というのは、東京の森林を守っていくことは都民の皆さんの財産であって、逆に地域の人たちにとっては何らかの経済性が生まれてくる、そんな方向の新しい考え方というのが必要なのかもしれませんが。これは具体的には書けないですけれども、そういう方向を東京都は持っていくのだと。貴重な財産だとか、欠かせない可能性を持っているというのは、恐らくこれからそんなふうに展開していくような方向性で少し書きぶりを入れたらどうかと思うのです。余り大きく入れてしまうと、それに関わってはいけませんけれども、まさにそういう時代が来て、東京都は、オリンピックもあるものですから、イニシアチブを世界に向けてとっていったらどうかという気がしまして、そういう意味では、こののところにそういう新しい側面を1行ぐらい加えておくことはどうかと思いますが、事務局、この辺はどうですか。入れるか入れないかについては後ほど検討させていただきます、ご意見はご意見として。

ありがとうございました。ほかに。どうぞ。

○池谷委員 特別にここを直してというのではないですけれども、今、木村さんがおっしゃった一番左の2番のところですが、やはり守り続けていくというよりも、必ず未来に残さなければいけないという義務だと思うのです。できれば守るとかそういうのではないと思うので、そこら辺をもうちょっと強く主張していただきたいと思います。

それから、やはり都民全体で守らなければならないものですが、実際守るのは林業家というか、山の仕事をする者だと思うので、林業振興というか、農林水産部森林課ですから、ここで産業にしなければいけないのではないかというふうに思います。

感想みたいなことですが、以上です。

○宮林部会長 ありがとうございました。どうぞ。

○山下委員 私も今のいろいろなお話を伺っていて、実は、第3章のところで申し上げようと思ったのですが、いろいろなキーワードが出てきたもので、このところでちょっとお話をさせていただきます。

世の中、何でも権利と義務というのが両方存在するのではないかと思います。このまとめ方ですと、これが悪いわけではなく、このまま全て正しいと、その他、皆様がおっしゃったことも含めて正しいと思うのですけれども、例えば第1章のところで森林というのはすばらしいですよという話があって、つまり、都民共有のすばらしい財産、森林ですよという、都民がみんな森林からいい思いをすると

いう権利をうたっているように感じるわけなのです。それに対して第2章のほうは、様々な課題、つまり、こうしなければいけないという義務が書かれている。その義務を負うのが、全て林業家のところにだけ義務をかぶせているような内容になっている。

例えば、木材価格が低迷する現状では民間の自発的な森林整備は困難であると、最初からこれが現状なわけですけれども、全ていいところは皆さんで共有しましょう、義務を負わなければいけないところは林業家が請け負いましょうというところを最初から言ってしまうようなところがあるので、都民共有の財産であり、都民みんなが自分のこととして課題を考えるような、そういった視点を入れていくというか、ここに入れるのか、後のところでうたうのかは別ですけれども、私は、この見方が、おいしいところだけ都民みんながとっていて、大変なところは林業家という、そのバランスを気にしておりました。

以上です。

○宮林部会長 ありがとうございます。

今のは大事なところだと思います。特に林業が重要だと、都民の大切な森を守っていくのは林業だというくだりは1章の中に入れていくと。例えば、その林業が今こうなっていて大変なのだというのが2章に出てきて、2章の4のところ、実は全員でやっていきたいのだけれども、そこにも課題があるというようなところがありますので、今まさに全員の義務というところは3章のくだりのところで少し整理させてもらって出てくるのではないかと感じます。

そんな流れの中で大体よろしいですか。何か落ちているというものがありますか。そうしましたら、後ほどまた全体の質問は討議の中でしたいと思いますが、3章に進んでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○宮林部会長 ありがとうございます。

それでは、1章、2章につきましては、今の皆さんのご意見を反映させて直させていただくということで、3章に移りたいと思います。

3章の説明をお願いいたします。

○斉藤森林課長 それでは、再度A3の資料をごらんいただきたいと思います。第3章につきましてご説明をさせていただきます。

第3章でございますけれども、事前にお配りいたしました答申素案には「東京の森林整備と林業振興の基本的視点」という見出しのみで、文章が記載されておりませんでした。今、お手元にごございます答申素案につきましては、見出しに続く文章を記入したものをお配りしております。

第2章でご説明したように、東京の森林・林業は様々な課題を抱えております。

これらの課題が解決されなければ、森林という貴重な財産を健全な姿で次世代に引き継ぐことはできないと考えております。

第3章では、課題解決のために、どのような視点に基づいて施策展開を推進していくかを記載してございます。東京の森林は、多面的機能を持続的に発揮することが必要ですが、課題解決のために投入できる経費や労力などの資源には限りがございます。そこで、より効果的かつ効率的に課題を解決するため、2つの視点に基づいた施策展開を推進いたします。

1つ目の視点は「効率的な森林整備と木材供給」でございます。限られた経費等を有効に活用し、より高い効果を得るため、事業効率化とコスト削減を目指します。具体的には、森林区分を明確にした上で、区分に適した森林整備を実施してまいります。

2つ目の視点は「民間が有する力を幅広く活用」でございます。課題解決には行政の取り組みだけでは困難であり、意欲的な森林所有者や林業事業者、都民、企業等の力を幅広く活用することが必要でございます。

以上で第3章の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○宮林部会長 3章と4章は関連しますね。具体的な問題ですので、申しわけないですけれども、3章、4章を一緒に説明していただけますか。

○斉藤森林課長 わかりました。

それでは、続きまして第4章のご説明もさせていただきます。

第4章では「持続的な森林整備と林業振興」ということで具体的な施策の方向性について記載をしてございます。第2章の4区分に対応する形で第4章を記載してございます。

最初は「多様で包括的な森林整備の推進」でございます。

まず、「森林区分の明確化と森林整備手法の再構築」ということで、多摩の人工林を、材が搬出できるかできないかという点で「生産林」と「保全林」に大区分いたします。これを森林の目指すべき姿に応じて細区分し、区分に適切に対応した森林整備を実施してまいります。生産林では、路網や架線集材を活用して積極的に材を搬出いたします。林業経営が積極的に行われる森林でございます。保全林では、公益的機能を高度に発揮するため、自然の遷移に委ねるのではなく、必要な森林整備を実施してまいります。現行の森づくり推進プランでも森林区分はございますが、より明確にしていきたいと考えてございます。

次は「民間の力を一層活用した主伐事業の実施」でございます。スギ花粉発生源対策の主伐事業が平成27年度で終了となりますが、森林の循環に不可欠な伐採更新を継続するため、民間の力を一層活用したいと考えております。そのため、コスト削減に資する基盤整備の促進や、現行の企業の森において、企業等からの

支援の拡大を考えてございます。

最後は「森林被害への的確な対応」でございます。生息数の減少と分散化を反映したシカ対策で、市町村などと連携した個体数調整を継続していき、シカと森林整備の共存を目指してまいります。また、山崩れなどの自然災害から地域の安全を確保するため、様々な治山事業を実施してまいります。

続きまして、第2の「持続的な林業経営の実現」でございます。

まず、「集約化の推進と国の制度変更への的確な対応」ということで、境界の明確化への取り組みを加速化することにより集約化を推進するとともに、森林経営計画の策定を促進してまいります。一方で、面積要件が達成できず、経営計画が策定できない森林に対しても、都独自の対応が必要と考えております。

次は「林業のコスト削減と生産性向上の追求」でございます。やはり、林道や森林作業道といった路網整備が重要でございますので、開設を推進することはもちろんのこと、既存の路網についても改良等を行っていきたくと考えております。

このほか、路網や高性能林業機械の複合的な活用、急傾斜地に適した架線集材の活用など、現場条件に適した効率的な伐採搬出を目指します。また、植栽や保育作業においてもコスト削減を追求してまいります。

最後は「高度な技術を有する林業労働力の育成と確保」でございます。近年は、若年層の新規就業者が定着しておりますが、経験の浅い方が多いことから、より高度な技術の習得による人材の育成が不可欠でございます。伐採搬出や森林作業道整備において、一定期間継続した実践的な手法により、技術者を増やしてまいります。加えまして、集約化や森林経営計画策定を担う人材の育成も促進してまいります。

続きまして、3の「多摩産材の利用を通じた木材産業の活性化」でございます。

まず、「多摩産材供給能力の向上による公共利用の拡大」ということで、今後、増加が予想される公共利用に対し、新たな供給体制の構築による供給能力の向上を検討してまいります。加えて、公共工事等の発注側が多摩産材供給について理解が増すような、適切な情報提供も進めてまいります。

2つ目は「民間利用の拡大に向けた認知度の向上」でございます。多摩産材の認知度を上げるため、既存の手法とは異なるより効果的なPR手法を構築してまいります。森林からの距離に差がある多摩地域と区部で手法を分けたPRや、企業の森などの参加企業と連携したPRを実施してまいります。このほか、多摩産材に「東京」という地名を追加するなど、様々な利用拡大策を検討してまいります。

3つ目は「次代を担う子どもたちを中心とした木育活動の推進」でございます。森林・林業の役割や木材の利用意義などについて、子供たちや保護者の理解が増

すような普及活動を実施してまいります。また、子供たちが木を身近に感じられるよう、小中学校や幼稚園、保育園などで積極的に木材が利用されるようPRしてまいります。

最後に「多角的な木材利用」でございます。プラスチック等の化学製品など、他の資材にはない木の特性を生かした幅広い製品化や、各種デザイナーなど木材産業以外の業種との連携による付加価値の向上を目指します。また、住宅でもリフォームや内装材で積極的に木材が利用されるよう、建築士等に働きかけを行ってまいります。

このほか、木質バイオマスエネルギーの地産地消として、地域の実情に合わせて、未利用材の地域内における熟利用を進めてまいります。

続きまして、4の「都民や企業等との協働促進」でございます。

1つ目は「都民や企業等の要望に応えた仕組みの構築と多様化」でございます。森林から遠い都市部の居住者が森林を訪れるように、観光業などの異業種と連携した東京の森林へのアクセス整備を進めてまいります。また、都民や企業等がより森づくりに参画しやすいように、新たな仕組みの構築やメニューの多様化を進めてまいります。このほか、森林整備と多摩産材の利用による、二酸化炭素の吸収量や固定量を認証する「とうきょう森づくり貢献認証制度」を活用した森づくりを推進してまいります。

次は「多様な主体との協働による森づくり」でございます。都民、企業、NPO、大学、研究機関など、多様な主体が協働した森づくりを推進してまいります。資金を受け入れるだけでなく、企業や大学が有する技術や知見を森づくりに生かすとともに、協働の拠点設置を検討してまいります。このほか、東京の森林・林業や多摩産材を活用した環境教育においても、多様な主体との幅広い協働の道を探ってまいります。

以上で第4章の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○宮林部会長 ありがとうございました。

3章におきまして、今回の振興計画につきまして、こんな形で進めますよという基本的な考え方が示される。それは、今日、お配りした14ページ、15ページのところに具体的に入ったということです。それをもとに4章で具体的な森林整備と林業の振興について挙げている。

なお、その中には、先ほどありました義務というところは3章と4章になろうかと思いますが、もうちょっとパンチがあったほうがいいかもしれませんね。これは、東京都民が全員で木材を使っていくのだという大きな義務感みたいなものがどこかで出てくるといいような、先ほどのお話だとありますが、そういうところでつながってくるというところでございます。

どこからでも結構でございますので、ご意見、ご質問等があれば出していただければと思います。どうぞ。

○木村委員 相対的なお話の中で、指定を受けて、それぞれの森林整備と林業振興ということで、これからこういうことをやっていこうということはわかるのですが、では、いつまでこれをやるのかという部分がないと具体性が欠けてくるのかなというふうに思うのです。ですから、これが3か年の計画の中でやっていくのか、当然その中には予算の関係も出てくるかと思っておりますので、その辺を踏まえた形の中で、より具現化するような形で出していったほうが都民の方々もわかりやすいのかなというふうに思うのです。

文言でこうやってしまうと、すうっと行ってしまうのも何となくわかるのですが、やはりその辺のいつまでこの部分をやるのかとか、いつまでこの生産林、保全林のやつを定着化させるのだという部分が無いとなかなか前に進まないのかなという感じは受けるのですけれども、いかがでしょうか。

○宮林部会長 この辺についてはどうですか。

○斉藤森林課長 農対審の答申を受けまして、森づくり推進プランの改定を来年度中に実施する予定でございます。その中で期限のほうも検討させていただき、表現をさせていただければというふうに考えてございます。

○宮林部会長 いわゆる、これが基本構想になりまして、その後の実施計画みたいなのがプランででき上がっていく。そこに細かいのが入っていくという理解ですが、それでよろしいですか。

○津国農林水産部長 はい。ただ、林業ですと、短いスパンでというと、その辺をどういうふうに表現するかというのがなかなか難しいところがあるのですけれども、できる限り、そういった期限のスケジュール感も出すように努力します。

○宮林部会長 基本計画のあれが10年で5年見直しというのが国のほうはありますので、恐らく林野庁のあれに従わなければいけませんので、それとの関わりで出てくるかと思いますが、でも、やはり都民に見せるためには明確なターム、こんな段階でやっていきますよというのは、確かにおっしゃるとおりだと思いますので、プランのほうではそれができるだけ見えるようにしたほうがいいのかも少しれません。

○木村委員 それとあわせてちょっと気になっているのが、ここで日本創生委員会というところが農水省と経産省のほうに対して林業復活というような形で提言をしています。それがどういう形で出てくるか見えないのです。それとのマッチングも出てくるのかなという。

○宮林部会長 ということは、また国のほうが大きく変わってくるという可能性がありますので。

○小峰委員 もう少し国の自民党政権が見直しをやると言えばいいのですけれども、始まったところですから、今は多分、いろいろな問題点が出始めているところで、一番まずいところですよ。

○宮林部会長 霞が関へ行くと、もう「再生プラン」という言葉を使わなくなってきましたから、そこまで大きく変わってきますので、そういう傾向にあるので、冒頭に言ったように、東京独自の、大きな流れが来ても、東京はこれでやっていくのだというような骨太が必要になってくるのではないですか。そこはちょっと意識しておいたほうがいいと思います。

○小峰委員 東京は大都市であるけれども、要するに、山林の地形だとか地質だとか何かといったら、日本の中でも有数の厳しいところですね。そういう中で、やはりどうするか。

国の見直しのあれが見えてこない中でどうしていくかということが、宮林先生が言われたように、今ちょうど難しいところかなという気がします。

○宮林部会長 木材利用とか木育なんていうのは、上流域と下流域が連携して結びつくような、檜原村と中央区がやっているような、ああいうものをどんどん推進していくような、ここにも書いてあるのだけれども、具体的にはそんなものを進めていくということがいいのかもしれないですね。

○小峰委員 要するに、先生がお話しした、サントリーの森だとかいろいろところで企業のあれなんかは出てきていますから、その辺のところをどうやっていくのかということ、東京都としても仲立ちをしたり、市町村もバラバラだと大変でしょうし、今のところは個々に意欲のあるところだけでやっているのですけれども。もう一つは、国の制度がどう変わっていくのかということが見えていない中で、このプランをつくっていかねばいけないというところに大変なところがあると思います。

○津国農林水産部長 また、うちのプランは一年で見直せないですからね。

○小峰委員 それにしても大きな流れの中では、やはり木材利用の推進ということが言われていますから、ただ、製材工場にしても零細で、だから、要するに大きなプロジェクトには対応できないということがあるのですね。ただ、そうなったときに零細な製材工場をどうしていくのかという問題も1つ出てくるのです。今、小さな製材工場では、新しい木材利用のスペースというか、あれにはとても対応できません。大工さんもどんどんいなくなっていくという状況の中で、建設業そのものが、建築ということが大分崩壊してきますから、今までの製材工場では対応できないでしょう。近代化しなければいけないだろうし、それから、費用を足して、もう少し大型化しないと対応できない、木材利用の推進なんていっても上がりはしないでしょうからね。木は切っても利用されなければしょうがない。

消費に一番近いところにありながら、その木が使われないという気がします。

- 宮林部会長 だから、大きく転換し、今、大体失敗しているのですね。例えば、耳川流域もそうですし、大きく展開してやったのだけれども、需要がぐくっと落ちて、今、値崩れを起こしている。これは、恐らく長期的な見通しの失敗だろうと思うのです。

日本の場合、総需要が7,000万 m^3 を切ってくる段階で、今、6,000万 m^3 に落ちていますので、さらに落ちる可能性があります。そうすると、50%自給率と言っていますけれども、60%が可能になってくるはずなのです。ただ、その場合に、使う大工さんとか物がなければ、また外材になっていくというイタチごっこがありますので、東京都は多様なところに使えるような小物でもいいと思うのです。例えば、リフォームがどんどん進んでいきますので、そういったところにどんどん押し込んでいく、需要に対して供給を押し込んでいくような、それは小さな製材工場でも回していくうちに集まってくるというようなことがあろうかと思えますので、相対的にその辺も検討する必要があると思えますが、そういうことをやることによって、恐らく東京都独自のあれになってくると思うのです。

今、公共事業云々とやっているのは全部大きなもので、構造材で、しかもJAS認定という非常に使い勝手の悪いものになっていますので、そういうものに対して小物でもどんどん出していけるという柔軟なといいますか、結構、小峰さんなんか、休んでいる製材工場も少しあるのではないですか。そういうのをできるだけ動かしながら、片方で需要を起こして供給を入れていくような、そういうきめの細かいことをやっていく必要があるのかなと思います。それが森林を生かしていくことになっていくと。

そこに義務ということが、先ほど山下さんからいただきましたけれども、やはり東京都の皆さんは、木材は多摩産材を使う義務があるのだよという、片方はそれをもって、いい材をつくっていく責任があるのだみたいな両方のつながりというのを、そういうハートのつながりをつくり上げるというのも木育の中で大事なのかなというふうに思いました。

ありがとうございました。

- 山下委員 今、権利と義務という、先ほども申しましたけれども、その視点の中で盛んにお話ししていただきましたように、木材供給という言葉までがあって、需要の拡大という消費者側からの需要という文字がここには出ていないというのがありますので、やはり生産者というか、林業家の側からだけではなく、視点ということでしたら、どう需要を拡大するかという需要という川下の部分の表現というのも入れていくと、またそこで違ってくるのではないかというのがあります。

前回のこの部会の際にちょっとお話ししたのですけれども、例えば都民が広

く義務を負うということになりますと、全員が山に入って下草を刈ったり、間伐や主伐ができるというわけでもなかったり、あるいは全員が家を建てかえるとかいうことができない。小物で買うということではできるかもしれませんが、そういう中で将来的見通しかもしれませんけれども、やはりお金を負担するというのが誰でも一番わかりやすいことでもあるので、近い将来か遠い将来かわかりませんが、環境税のような目的、森林を守るというための広く義務ということでは何らかの金銭的負担という道もあるのではないかと。そうすることによって、より森林を意識することができるのではないかと。というふうにも思います。

ただ、もし金銭を負担した場合に、どこにそれを補填していくかということで、ここの視点が重要かと思うのですけれども、今までの農林水産行政というのは、全体的に生産者、林業家というか、川上に助成金のような形で負担するという、そういったことが全体像としては多かったのではないかと。この需要拡大という視点を加えて、例えば川上だけではなく、流通の過程の中流域、それから下流、河口、消費者という、そこに、いかにいろいろな意味でプラスアルファをしていくかということによって需要の拡大も生まれるのではないかと。

例えば、環境エコポイントのような、多摩産材を使うことによって何かプラスアルファのインセンティブというか、何でもいいのです、ちょっとした楽しみとか名誉でもいいのですけれども、何かエコポイントがたまるとか、あるいは企業が環境会計というのが最近どのようになっているかなのですけれども、例えば公共にしても、それを使うことによってプラスアルファの何らかのインセンティブがあるとか、そういった社会の仕組みも考えられるのではないかと。

4章に、また後ほどとしまして、とりあえず今のところではそんなふうに思います。

○宮林部会長 ありがとうございます。

なかなかその議論が難しいところでありまして、緑という大きなくりの中では、上流、中流、下流の緑をみんなで守っていこうというところでは使えると思うのですけれども、森林ということになってきますと、恩恵するのは水だとかそういうものになってくると、なかなか森林だけというわけには。

○山下委員 上流、中流、下流というのは、河口の消費者という意味です。ですから、川上から川下というのは、林業家から使う側の消費者という意味での下流という意味です。実際それがリンクしていますけれども、そういう意味です。

○宮林部会長 ありがとうございます。

とにかく、東京都の場合、ばかどかい消費関係の下流と、上流の森林というところの環境税という側面が、費用対効果の中でどれだけ都民に認証されるかというところがあるものですから、それはちょっと検討しなければいけませんけれど

も、ただ、先ほど出ておりましたエコポイントとか環境会計というのは十分にあり得る。それが、ここで言うと、森づくり貢献認証制度になっているのですけれども、国のほうは住宅エコポイントを始めていくみたいですが、そのエコポイントが商品券になってはいけないと思うのです。上流の森林に落ちていくようなものにならないといけないと思うのですけれども、そういうものとして展開できるような書きぶりというのはあるかなというふうに思います。

まさにおっしゃるとおり、財源が大事な側面ですので、その辺、検討させていただいて反映していきたいと思います。大変重要な視点だったと思います。

どうぞ。

○小峰委員 これから森林整備には機械化がどうしても必要なのですけれども、国は林業専用道という制度をつくったのですけれども、東京都はやる気がないのだろうと思うのですが、それにしても、やはり機械化を進める上では、かなり傾斜が強かったり、構造物があったりして、今の林道から作業道を直接取りつけることはできないと思います。その辺のところをどうしていくかということをやらないと、どうしても機械化は進まないし、作業道に取りつけられない、作業道もつくれないということです。作業道をつくるにしても、東京の地形や地質を考えたらなかなか難しいのですけれども、それにしてもできるところから進めていかなければいけないだろうと思っています。

そんな中で、架線集材も必要でしょうし、あと一つは、林業専用道はしなくてもいいのですけれども、もう少し林道の進捗率を進めていかなければいけない。そういう点では、市町村任せみたいになっているので、ぜひその辺の整備をお願いしたいと思います。

○宮林部会長 この辺については何かお答えはありますか。林道整備と作業道、機械化、索道、いろいろな組み合わせですね。

○斉藤森林課長 1点だけご説明をさせていただきたい点がございます。

先ほど、小峰委員がおっしゃいました林道のほうにつきましては、色々と数年前から積極的に整備をさせていただいております。作業道等の取りつけにつきましては、来年度、そんなに多くの箇所ではございませんが、林道と作業道をつなぐという点で新たな対策を考えてございまして、実施をしたいと考えております。

○小峰委員 専用道というのはしなくもいいという考え方でいくのでしょうか。

○斉藤森林課長 林業専用道につきましては、どうしても急峻な地形で構造物の制限など。

○小峰委員 林道と変わらないですものね。だから、スーパー林道みたいなものがあるって林業専用道という形になるのでしょうか、この場合はそういう感じでもないのか、それでもいいのかなという気がするのです。ただ、そういう点で言え

ば、既設の林道から作業道への取りつけということについては何らかの形でやっていかなければいけない。

○斉藤森林課長 来年度から対策を講じたいと考えております。

○宮林部会長 僕は、特殊な地形ですので、無理やり山をつくっていくよりも、それに対応した索道とか、そういう多様なものを、ニ科尔さんが言っている馬は飼うのにえらい金がかかるのでちょっと無理だと思うのですが、そういうのでやっていくのはできるのではないかと思うのです。変につくって、壊して、また直してとやっていたら、それはもったいない話なので、その辺は何か試験研究をやらせて、それは東京らしさだと思えます。

○小峰委員 それは東京らしさだと、本当にそう思います。

○斉藤森林課長 そうしたことも含めまして、そういったものを併用したいと思います。

○宮林部会長 どうぞ。

○池谷委員 都の林道については、所有者の理解が得られにくくなってだんだん減ってきているようなことがここに書いてありましたけれども、こういう時代だからこそ個人でできないので公でつくっていただきたいなと思うところです。

今申し上げたいのはまた別のことで、この区分林なのですけれども、どういう形で区分するのか、はっきりと線を引いて、また東京都の中を3つに分けてというのは、この前、国でやって3つに分けたことがありまして、今度、それはやめになりましたけれども、あれはみんな森林所有者も自分のところが循環林になっているのか、水土保持林になっているのか知らないで過ぎてしまったような方も大勢いらっしゃるのです、私は、それぞれの山についてある意味のやり方でやっていくというのはとても必要だと思うのですけれども、あえて絶対それを3つに分けてどうのというのではないほうがいいのではないかというふうに付随的に思っています。

それよりも、奥山で本当に手が入らないところが真っ暗になっているというようなことが書いてありますけれども、それでは、一体それがどこにあって、どれぐらいあって、どれだけ整備が進んでいるのだろうかということについては余り明確に記述していることもなく、データも無いようなので、もう少し東京都の森林のデータがどういうふうになっているかということ、それはなかなか難しいことだとは思いますが、数値化して情報化していただけて、そこを何とかつづいていっていい山にしていく、ということに地道な努力をしていただきたいと思っています。

それからもう一つ、木のよさということなのですけれども、確かに木を使うことが山をよくするのだということはおわかっておりますけれども、木自身がCO₂

をためていって、吸湿作用があって健康にもいいということのPRが余り進んでいないような気がするのです。身近に内装材に木を使うことによって風邪も引かないとかいろいろ言われておりますから、そういう部分のPRをもっとしていただいて、そして、むしろ花粉症の木を使って家の中の壁にすれば、花粉症ではなくて健康になるというようなことでいいと思いますので、そこら辺のことをこの中にでもうたっていただければと思います。

○宮林部会長 ありがとうございます。

区分についての考え方についてはどうですか。返答はありますか。

○斉藤森林課長 これから少し内容等を検討させていただきたいと思っております。池谷さんおっしゃるとおりで、所有者さんに周知をせずに一方的にというのは、やはりご理解が得られませんので、そこら辺は森林組合さん、関係者等、市町村ともよく調整をしまして、手入れがされていない森林等もきちんとデータを取りまして、周知を図って進めてまいりたいというふうには考えております。

○宮林部会長 ありがとうございます。

具体的には、森林診断書みたいなものをつくって5年ごとに見直して、生産林になったり、保全林になったりしてというのはあるかもしれないですね。

○斉藤森林課長 京都の日吉森林組合で森林カルテというのをつくってございまして、あれは一つの例だと思うのですけれども、ああいったものがあると。

○宮林部会長 所有者の意向も入ってきますものね。

○斉藤森林課長 そうですね。

○宮林部会長 そこまでやると費用がかかるかもしれないけれども、何かそれと似たようなものでやっていくことがいいかと思います。木材利用のPRはちゃんとやらないといけないと思います。そのとおりだと思います。

どうぞ。

○福田委員 先ほどの池谷さんのお話とも同じようなものなのですからけれども、それから、先ほど先生が、作業道のいろいろと多様な道づくりができるのではないかとおっしゃいましたけれども、それは、道づくりのプロというか技術者、そういうものをきちんと養成しないと、どこにどう作ったら壊れない道ができるのかという、できたはいいけれども、すぐに壊れてしまったとか、所有者がとても気に入らない道だったりということがあるとい話も聞いたことがあるのです。ですから、そういう技術者を養成するというのも非常に大事なのではないかと思います。

それから、先ほどの池谷さんのお話なのですからけれども、前にJ I Sの会議のときに言ったことがあるのですけれども、PRの仕方として、この木は健康な木ですよというか、そういううたい方というのは非常に必要だと思うのです。一時期、

木が体に悪いというのがあったでしょう。あのときに、やはり木を使ったら、いろいろと問題はあるのかもしれないですが、やはり無垢の木を使ったらいいよというようなことは一時あったと思うのですけれども、それが何か消えてしまったような気がするのです。だから、すごく飽きっぽいような気がして、その辺の昔からちゃんと言われていたことをきちんと今もう一回見直して、そういううたい文句としてやられたらいいのではないかと思うのです。

それから、木育のことなのですけれども、要するに、子供たちに環境教育をするにしても、皆さん、山主の人たちが経験されたことで、皆さん経験していると思うのですけれども、学校に行っているいろいろなことをやったとしても、それは学校側のこちらのボランティア頼みみたいなものがあるのです。だから、そういうボランティアはいいのですけれども、ボランティアは限界があると思うのです。ですから、そういうものをきちんとカリキュラムの中に入れるとか、文科省とか教育委員会とか、学校教育の中でこういうのは大事だよというものを入れないと続かないと思うのです。だから、そういうことをやっていただければいいのではないかと考えています。

○宮林部会長 ありがとうございます。

木のよさにつきましては、この中でもちょっと触れてあるのですけれども、やはりきめの細かいPRが必要だと思います。木材学会とかいろいろなところで、木と鉄筋とプレハブの中でマウスを飼った実験があって、やはり鉄筋とかそういう中で飼うと太って早く死んでしまうのです。木だとスリムで長生きしていくのです。そういうデータもありますし、風邪の問題もあるし、怪我の問題もありますし、校内暴力もあるのです。木が張ってあると8割ぐらい減るのです。というように幾つかのデータがあります。

ただ、木材の利用が今、集成材とかそちらに動いていて、無垢は余り使わなくなっているのです。だから、余りやらなくなっているのだけれども、逆に東京はそれをやったらいいかもしれませぬ。腰板を張っただけで大分違うというような問題だとか。

○林田委員 医務室なんかでやるのです。

○宮林部会長 それならいいと思いますね。

それから、少子化の中で空間が出てきますから、その中に張ってあげると、そこに子供が行って遊ぶのです。裸足になって木の香りを、ものすごくリラクゼーションになるという、これはうちの上原君という森林セラピーの先生がやっているのですけれども、そんなものが具体的に入ったPRパンフレットなど、多摩産材を使うとこうなりますみたいなものをつくるとPRが出ていくかもしれませぬ。そこまで答申では具体的には書けませんけれども。

○福田委員 ちょっと宣伝みたいになってしまうのですが、うちの保育園で多摩産材を使わせていただいて、内装材に使ってみたのです。この間、テレビでその話を映してくれたのですが、そのときに子供たちが、何もそれは私たちがどうこう言ったわけではないのですけれども、「森の中にいるみたい」と言った子がいたのです。ですから、多分、その子は本当に、森に行ってそういう教育はしていますけれども、でも、それを心から、あの小さな5歳の子が言ったのです。ですから、そういうのは本当に自然に出てきた言葉で、確かなのではないかと思います。

○宮林部会長 木育というところで、先ほども僕がちょっと言いましたけれども、区市町村がむこうと絡んでくれるような、そういう直接の教育委員会同士で絡んでくれるようなところがあればいいと思うのですけれども、なかなか教育委員会はそこまでやらないのです。いい例なんていうのは全国で幾らでもありますので、そういう需要を踏まえながらPRするという手はあると思います。

どうぞ。

○林田委員 木質バイオマスエネルギーの地産地消というところなのですけれども、ご案内のとおり、東日本大震災が起きてから再生可能エネルギーというのが見直されてきて、以前にも木質バイオマスの発電というのはあったのですけれども、ああいう事件がないときには費用対効果でなかなか難しい状況の中であったわけですが、風力とか太陽光とかが見直されている中で、ここで再生エネルギーの一つとして木質バイオマスの発電というのが見直されてきたと私は思っているのです。

例えば、多摩川の水力発電は東京都交通局が管理しているのですけれども、これが今、電気を売ろうということで、品川のエフパワー社がそれを買うと。東電は10億で買うと言ったのを、それが17億で買うということで、あの白丸ダムなどの多摩川の発電所の電気が17億で売れるのだなんていうことを我々は理解したわけです。木質バイオマスエネルギーも、ただチップをストーブで燃やすのではなくて、やはりもうちょっと積極的に東京都としては産労局で、せっかくの森林がある東京で大事なところなのだから、もうちょっと前向きに一步を踏み出さしてもらって、大きく再生可能エネルギーまで持って行くような、いきなりは無理かもしれませんが、そういう方向性を見出して行くというのも大事ではないかと思って、ただ地産地消で片づけられてしまうのではもったいないなという気がいたします。もうちょっとパワーアップしてもらいたい。

○宮林部会長 今のところ、1万キロワット以上の発電をしているところを見ますと、大体17万トンぐらいの木を燃やすということで、なぜ1万キロワットかという、1万キロワット以上の発電能力がないとペイしないのです。それでF I T

制度を使って48円でやって、17万トン燃やすということで計算していくと、おそらく東京の森林を5、6年でみんな裸にしないと、それぐらいの量を燃やすのです。だから、あるところは、北海道なんかは自分のところで切らないで外材を燃やしているようなところが出てきていますので、おっしゃるとおり、検討していくということで、完全に切るのではなくて、これはどんどん技術が開発されていきますので、そうするとどこかでペイできる可能性があるかもしれません。

東京都の場合、街路樹の剪定枝が相当集まるのではないかと。今、産業廃棄物で捨てているやつを何とかそういうものに多様化していくと、ひょっとしたら5,000キロぐらいでどこかに1か所ペイできれば何とかかなという気はしているのです。いずれにしても、その検討材料ということで展開していったらどうかということによろしいでしょうか。

○林田委員 いいです。検討してください。

○宮林部会長 どうぞ。

○山下委員 4点ほど。

第4章の2番の(3)「労働力の育成と確保」のところですが、私は、林業の課程のある高校、例えば青梅には都立青梅総合高校、昔、青梅農林と言われた名門ですけれども、あそこに林業の課程が本土ではただ1つ残っています。せっかくの貴重な人材の宝庫になる可能性を秘めているわけですから、その青梅総合高校、そういった連携、それから、全国各地の林業課程の高校の連携。例えば、東京で働きたいという人が、ほかの林業の人もしかしたら出てくる可能性もあるかもしれません。あるいは、近いところで、林業と農業は似て非なるものだとは思いますが、ただ、やはり全然違うものをやる人よりも農業を専攻している人のほうが林業も理解しやすいということもありますので、近隣ですね、近い分野ということで、高校生あるいは大学も含めて、林業、農業の課程のそういう人たちをどう人材育成ということで連携させていくかということ。

それから、もう一つ、(3)のところ、東京の多摩への関心を都民全体に高めることが必要ではないかと思います。23区に住まう人にとって、多摩は知らなくてもどうということはないと堂々と言う人が多いようなところもありますけれども、やはり同じ多摩であり、島もそうですけれども、みんなが同じ東京だということで、多摩への関心をもっともっと教育などでも知らせるような都の教育もしていただきたいと思います。

それから、3番目の(3)、先ほどから出ている木育ですが、ここは多分、食育とか花育があって、木育ですけれども、市町村もそうですけれども、やはり国との連携を密にしていく。そして、森林と木材の過程、例えば食育の場合に、子供たちが魚を見て、切り身ならいいけれども頭のついた魚が泳いでいるところを

理解できないなんていう話も聞いたことがありますので、森林が植物としてこういう効果があって、それがこういう段階で目の前にある木になるのですよといった、そこもしっかり教え込むような木育にしていきたいと思います。

あと、木質バイオマスの、確かにペレットストーブだけではしようがないと林田先生のお話がありましたけれども、ペレットストーブにしても、ストーブが非常に高い状況が今なお続いているのではないかと思いますので、ストーブの機器の普及にも力を入れていただきたいと、細かいところでは思います。

あともう一つ、先ほど宮林先生からも、マウスのそういうお話とか、木材がいかにすばらしいかというお話がたくさん出ていて、私が思いますには、例えば農林業、そういった植物がすばらしいというデータは様々ありますし、学会、その他で発表されているのは事実ですけれども、それを実地検証で一同に持ち寄って、みんなでこういうところがいい、こういう悪いところがあったけれども、それはこういうふうに克服できるというような、会議のようなそういったものが必要なのではないかと思います。

例えば、今、中国では園芸店で植物が飛ぶように売れて、空気をきれいにするということが、中国の園芸店のポスターにぼんぼんとすごく大きく出ていて、空気の問題で飛ぶように売れているそうですけれども、中国の国民性なら、ぼんと出ていて、そうだと飛びつくのかもしれませんが、それはわかりませんが、日本人の場合、やはりもっと証明、実際にやってみたときにどうなのだろうという、研究データだけではない、もっと進めることによって、堂々と木がすばらしいということをもろ手を挙げて言えるのではないかと思いますので、そういう調査研究をしたもの、実際に、例えば福田先生の保育園でこういうことがあったとか、そういうのをたくさん事例をつくった上で持ち寄ると、もっとアピールができるのではないかと、そういうふうに思いました。

以上です。

○宮林部会長 ありがとうございます。

特に3番のところの高校・大学連携というのは、大学連携というのは入っていましたけれども、高校連携というのは入れていなかったような気がするので、その辺は少し考えたほうがいいと思います。

それから、多摩への関心というのがありました。やはり、これも重要な視点でしょうね。意外と関心がない。多摩川というもののすごい関心度が高いのですが、多摩というとなかなか関心がないというところがあるかもしれませんので、ここは方法論を考えなければいけない。多分、ここだけの話ではなくて、教育関係だとか、環境だとか、ほかのいろいろなところとの関連があると思います。

それから、木に関連するデータ処理、データのとり方というのですけれども、

これはひょっとしたらエコポイントの中に条件に入れるという手もあるかもしれませんが。簡単なデータをくださいみたいな、それがエコポイントの代わりになるみたいなところがあってもいいのかもしれませんが。

もちろん、日本も植木がすごく出たときがあるのです。中曽根さんがやったのですけれども、あのころはスモッグだらけだったのです。中国が今ちょうどその時期なので、うちに置いておけばいいというので、みんな買っているのではないかと思います。そういう状況が日本もあったわけなのです。そのころは、多摩地域というのは日本でも有力な緑の苗木生産地だったのです。今、それがほとんど無くなったということは、きれいになったのかということなのか、自然に対する関心がなくなったのか。いずれにしても、そういうことがありますので、きちんとデータを取りながらやっていくというのは重要なことだろうと思います。

ありがとうございました。どうぞ。

- 小峰委員 東京都の行政の守備範囲の中で、水道局が水源確保のための森林整備をやっている。それから、環境局が環境保全林ということでやっている。それから、1つは林業振興ということがあって、農林水産部、要するに産業労働局がやっている。そこら辺の位置づけというのは、東京都の中で最終的には整理するべきではないかという気がしているのです。

水道局は水源林の確保で、民間ができないのだったら引き受けますなんていうやり方をやっていますけれども、東京都の将来の環境も含めた森林整備ということはどうしていくのかということを中心にきちんとしておかないと、東京はお金があるからということだけで済ましてしまうのではいけないのではないかという気がしているのです。その辺は、今後、大きな視点で考えていただきたい。そうしないと、バラバラという感じがしているので、気になっています。

- 宮林部会長 ここは、実は大変悩ましいところなのです。では、やっていくと、水道局とか環境局というところでは、環境に関連した、あるいは水道、水に関連したところをやっていく。では、林業関連は何をするか。林業を推進していきなさいみたいなところに落ち着くと、やはり社会資本としての森林と位置づけたときに非常に弱くなってしまいます。

- 小峰委員 昔みたいに、林業が産業としてできれば問題ないですけれども、そうではないわけですから、やはり厳密に書かざるを得ないだろうというふうに私は思っているのです。その中である程度しないと、要するに、東京都がやってくれるからお願いしているのだという感じだけで財産を預けてしまうという形になっていますので、その辺、将来にいろいろな問題が出てくるのではないかという気がしています。木が切れるようになって、今は材価が安いですがけれども、材価がある程度出てきたときにどうなのかなという危惧はしています。

○宮林部会長　そういうためにも、計画的な森林整備と森林の長期的な管理のあり方というのは検討していかなければいけないと思います。若干その辺はあるのですけれども、林業という側面は、多分ここしかないだろうと。その林業という産業を位置づける中で、新しい保全林を整備していくところまで林業が入り込むというところになると、今みたいなところとの競合が出てきます。ただ、それを技術的に担保できる、あるいは長期的に担保できるというところ、林業の技が必ず必要になってくる。そうすると、そこで強調していく必要があるというところで調整をしながら、将来的には森林に差はありませんので、1つの区画の中でうまく調整する手段を、これは行政サービスの中で考えざるを得ないだろうと思います。そこまで答申では書きませんが。

ありがとうございました。ほか、どうでしょうか。どうぞ。

○池谷委員　今、森林をいい状態にしていくということにおいては、水源林にしても何にしても同じことだと思うのですけれども、やはり労働力、山に入って仕事をする人を大事に育てていかなければいけないということで、人材育成ということに国でも都でも力を入れていくわけなのですけれども、これが東京都では、かつての労働者がいなくなってしまって、切れてしまっているのです。それをつなげていくと少し世代送りがあるので、切れてしまっているのです。また新たにしっかりした労働者、機械を扱える者を養成していくのは、そう一朝一夕にはできないので、それはしっかり長期的視野にのっとってやっていただきたいと思うのです。

それで、林業事業体などが森林組合だけでなくできてきましたけれども、そういう人をぜひ育てていっていただきたい。まだそういう人は駆け出しなので、例えば檜原にいる方とか、私も築地林業というところをお願いしているのですけれども、そういう人は本当に弱体なので、何の装備もないので、そういうところをぜひ支援していただきたい。

それで、一般の人が林業に介入したいという投げかけというか、投入というか、そういうのがあって、支援センターなんかでは育成してはいるのですけれども、実際に受け入れてくれるところがなくて、それこそ道半ばで都心の仕事に戻ってしまうような例もあるらしいので、そういう仕事を創設するのは東京都がやるにしてもなかなか難しいとは思っているのですけれども、ぜひそこを、せつかくの意欲ある人をつなげていけるような仕組みをつくっていただきたい。

それには、やはり花粉症対策で、ここで切れてしまうかもしれないのですけれども、次なる花粉症対策ですか、そういう必ずしも今の花粉症対策が私はいいいと思っているわけではないのですけれども、これからもそれをつなげていくような仕組みを考えていただきたいと思っています。

○宮林部会長　どうぞ。

○福田委員　池谷さんと同じ話なのですけれども、労働者というのではなくて、きちんと技術者として認めてあげて生活保障をしてあげるといふ制度が欲しいですね。そうすれば、やはり居つかなければ、誰がやるといったって、やはり私たちができるわけではなくて、そういう人たちがやるわけですから、作業員という言い方はよくないと思うのです。間伐をするにしても、選木をするにしても、やはり技術者だと思うのです。だから、そういうところできちんとその人たちのプライドと技術とを認めてあげるといふものができたらすごくいいなと思っています。

○宮林部会長　この林業労働力の雇用対策促進事業みたいなものがあって、これはかなりやっているのです。僕は、この間、その会議があって出たのですけれども、やはり厚生労働省が持ってくるお金と都がやっているお金といふのはかなりあるのです。それがふんだんに使われて、緑の雇用対策みたいなものでかなり入ってきているのですけれども、問題は自立したときに、そのお金が切れてしまったときにどう担保できるかといふところが材価の低迷の中でできていない。そうすると、若いときはいいのだけれども、結婚してから子供なんかできてしまうと、これは大丈夫かなといふのが不安で戻ってしまうのです。そういうところの担保といふのは別の意味でしていかないといけません。それは、やはり技術力、技術者、同じことを言っていると思いますけれども、ここに書いてあるように、技術者育成といふ、ここだと思っています。

○小峰委員　主伐事業があって、主伐をすることによって植林が始まったり、下刈が始まったり、枝打が始まったりというサイクルが確保できますので、今、福田さんや池谷さんが言った、新しい人たちが入ってくる要素といふのは、そういう事業をすることによってできてくるわけなので、主伐事業が終わったら、今の経済、要するに林業経済の中ではできる人がいないと思うのです。やはり、それは行政として続けていただきたいと思います。そのことが人を育てたり、技術を継承したり、いろいろな林業といふところが廃れないためにもそれは必要かなといふふうに思っています。

○宮林部会長　花粉対策そのものが終わってしまうとその辺がなくなるのではなくて、また別の意味で事業対策で、それを進めることが逆に花粉対策になるのだ、みたいな位置づけをつくっていく。それが民間活力の問題に入ってくるといふ思いますけれども、その辺の位置づけを入れるということですかね。

　　ありがとうございます。ほかはどうでしょうか。どうぞ。

○木村委員　先ほど、川下のほうの需要拡大だとか、あるいは、それに伴って住宅での積極的な木材利用という話も出ているのですけれども、まさにそのとおりだと思うのです。

今、ご存じのように、住宅を建てる場合というのは、大半がハウスメーカー中心でつくっておりますので、現場ではほとんど組み立て作業だけというふうになっているかと思えます。一番の理由は、大工さんが自分の下小屋という部分を持たなくなった、持てなくなったということがありますので、特に川下のほうの大工さんについて、その辺の土地政策の問題もあるのでしょうかけれども、価格の高騰でなかなか持てなくなってきたのが実情だと思えますので、その辺での対応をしていただくことによって、多摩産材の利用拡大にもつながっていくのかなという、いわゆる大工さんに対するアピール度というのがないと、設計士さんだけではないというふうに思うのです。むしろ、大工さんの意見のほうが強いのかなという思いがありますので、その辺をうまく、土地政策との絡みがあるので何とも言えないのですけれども、そこが非常に気になっているところです。

○宮林部会長 大工、工務店さんのあれですね。

○小峰委員 でも、家を建てるなんていう人は余りいないわけですよ。家を買うのですよ。

○宮林部会長 最近はね。

○小峰委員 だから、そこに問題があるのですね。

○林田委員 かなで削っているのなんか見たことない。

○小峰委員 そうですよ。

○宮林部会長 ここをちょっと直したいというときのリフォームの場合もそうなのでしょうか。

○木村委員 リフォームの場合でも、下小屋がある程度大きくないと難しいかと思えますね。

○宮林部会長 材を買ってきてしまう。

○木村委員 はい。

○宮林部会長 こういったところとなると、大きな製材所というのが必要になってしまう。

○小峰委員 林業の作業員だけではなくて、大工さんもだんだんいなくなってきてしまっています。

○宮林部会長 大工、工務店さんの検討ですかね。

○小峰委員 在来工法がだんだん廃れてきてしまっていますからね。

○宮林部会長 今、エコポイントとの連携とか、連携を持たせればいいのかもせれませんね。なかなか行政だけで土地までということは難しいかと。

ありがとうございました。どうぞ。

○中島委員 木材利用が森林を守っていく上では一番の大事な部分であろうかと思うのですが、なかなか為替の問題だとか、今言った、ツーバイフォーとの闘いの

問題だとか非常に奥が深くて、一朝一夕にできる話ではないということも現実であって、逆に多面的機能の働きを享受しているということを皆さんは認識されてきているわけですから、逆に保健休養的な要素の森林療法であるとか、いわゆる水道局ばかりが水道料金でいただくだけでなく、逆にそこに小規模の発電施設を計画していくとか、そうした先が幾らかうまく利用できるような仕組みをそこに投資していくというような政策が1つあってもいいのかなと思うのです。

例えば、森林療法なんかは地域の病院との連携であるとか、逆に水道の取り入れなんていうのは、急峻なところで無理に減圧して落としているわけですね。そこにうまく発電の仕組みが組み入れられれば、そこで発電は十分可能なところも見受けられると思うのです。そんなことも、いわゆる横の部局と連携しながら新しい政策を盛り込んでいくという観点があってもいいのかなという気がしました。

以上です。

○宮林部会長 まさに新しい投資ですね。森林に対する都民の健康とか教育とか、そういうのも踏まえた投資効果を考えていったらどうかということですかね。

ありがとうございました。ほかに何かございますか。どうぞ。

○小峰委員 今まで、昔の人たちは森林に対するこだわりをすごく持っていたのではないですか。今はない時代だから、逆にできないのかなと。もう手放してもお金にならないのだと思ってみんなあきらめているのかもしれないですけども、やはり集約化だとかいろいろなことが今だからこそできるのかなと。相続するにも山は要らないなんていう人があるみたいですから、そういう時代だからこそ再構築というか、そんなことがあって国は森林経営計画なんていう制度みたいなものやってみながら、それをしようとしたのかどうかわかりませんが、将来の考え方として、その辺は必要かなという気はしています。

やはり零細ですから、森林経営なんていうことはできないわけですから、財産保全的に持っているだけですから、それでは経営なんていうわけにもいかないし、勢い森林を手入れしようなんていう人はいないわけですから、補助制度に頼らなければできないし、その辺のところはジレンマがありますね。

○宮林部会長 そうですね。国の政策はそれによって集約化を進めて再生プランというところに進んだわけですけども、結果的にうまくなかった。やはりそう簡単に現場は動かないというところがありますので、政策の中でそれをうまく取り込むというのは難しいのだろうと思います。ただ、それを林業という地域の中の生産組合とかそういうところがどう集約化しながら、集約的な施業を行っていくかというところに後押しをしていくとか、そういうところではできると思いますけれども。

○小峰委員 生産森林組合が青梅にあったのですけれども、そこも主伐事業を利用

して分収林経営していたやつを組合に切って戻して、今度は組合が集約化してやろうというふうになってきていますので、そういう動きもできるかなという気がします。

○宮林部会長 企業が入っていった場合は、企業が集約化しないと入ってくれませんので、そのときに市町村等がやると逆に集約化できない場合があるので、市町村は人気ないのですね、市町村が言うことは丸きりだめみたいなどころがあるから、それでもそれを担保する場合、誰が保証するかというのは市町村しかないと思うのです。そういうときに担保しながら、ちゃんと60ヘクタールを確保して企業と連携すると森林施業してくれるのです。そんな方向もありますので、いろいろな場面を想定しながらやっていくということだと思います。

ただ、今の小峰さんのご意見というのは、今後10年ぐらいでやりたいやつはなくなってしまって、その山は一体どうするのかといったときに全くわからなくなるのではないかな。それよりも、それだったら今のうちに調整してまとめておくことをやっておいたほうがいいのかというぐらいのお話だと思うのです。

○小峰委員 木村さんにしても、池谷さんにしても、福田さんにしても、やはり経営規模はある程度ある人たちですから、ただ、木村さんのところなんかにしても分収林が多くて大変でしょうけれども、森林組合というのは、組合員がほとんど零細な人ですから、その辺のところをどう考えていくのかというのは、今後の組合経営としては1つ課題になってくると思います。

○木村委員 分収が非常に難しくなっています。

○宮林部会長 そういうことですかね。

○木村委員 はい。というのは、売り主さんが代が変わりしてきていますから。

○小峰委員 もう全然わからなくなっている。

○木村委員 わからないのですね。あるときは、先ほどの権利と義務ではないですけども、権利ばかり主張してしまいますので。

○宮林部会長 そういう問題というのは全国的にそうなのでしょうけれども、何とか糸口をつくっていかないと、森林そのものがわからないということは誰も手を入れられないということになりますからね。

○小峰委員 要らないよと子供が言っているなんていう人もいますから。

○宮林部会長 これは、境界の確認みたいなものはどこかに入るのでしたか。

○小峰委員 入っていました。集約化の中でもそれが主なあれになってきていますから。

○宮林部会長 これは、むしろ国のほうもかなり力を入れてくると思いますね。

○小峰委員 それはそうだと思います。ただ、ぼしゃってしまったから。

○宮林部会長 難しい問題はありますけれども、何とか東京都のあれとして出さな

ければいけませんので、ほかはございますでしょうか。

そうしましたら、全体を通してどうでしょうか。最初の1章、2章、3章、4章という流れの中で。川上、川下という論点が少し薄いという中で、義務という側面から加えていくというところは出たと思いますし、いろいろな区分の問題ですね、これを具体的にどうするかというところ、これはプランの中で多分議論していく問題になります。

今回特徴的なのは、生産していく林と保全という林を明確に区分して効率化を目指すという、そこにあると。保全のほうも決して放置するのではなくて、自然的な手入れをしていい整備をしていくというところに特徴があるかと思います。

花粉症対策については、先ほどありましたように、この花粉症に対しての問題というよりは、それに代わる施業として主伐を中心としてやっていくことが結局花粉症対策になる。今までそれが花粉症対策の中で実現化されてきた。それが止まってしまうと大変なことになるというような流れの中で新たにつくり上げていきたいという座りですかね、そんなものがありました。

それから、林業労働力の育成につきましては、技術者養成という問題と、高校・大学が連携したような中でのPR。それから、総合化した中での技術者の教育といったところが重要ではないかということと、多摩産材というか、多摩に対する関心をもっと下流域で高めるような施策が必要だということ。それから、木育についてももっと具体的なデータ、あるいは、それを具体的に自分たちが暮らしの中でとっていくような身近な中でやっていくという問題も出ました。バイオマスについては、長期的な側面の中で熱エネルギー等との関連で電気についても検討していったらどうかというお話がありました。

そのほか幾つかありましたけれども、エコポイントとの関連、あるいは貢献認証制度だけではなくて、もうちょっといろいろなものがあるのではないかといいことがありました。

それは、るる細かい点はなかなか触れられないと思いますけれども、プランのほうにできるだけ移行できるような方向でまとめていったらどうかと思います。

全体の中で何かございませんか。どうぞ。

- 池谷委員 この答申を受けてプランを作成していただいて、それで5年間にわたるプランになるわけですがけれども、今まで過去にずっと5年、5年でさかのぼってやってきているわけで、皆さんの大変な努力のもとにプランをつくって、それを遂行していただいていたわけですが、果たして5年たってみて、それがどれだけ目標に達したかどうかという総括みたいなものを余り聞かないので、木村さんがおっしゃったように、ぜひある程度数値目標とか具体的な目標をプランの中に盛っていただいて、それが終わったときにどれぐらい達成できたかというところ

まで、東京都の宣伝というか、発言していただきたいと思います。せっかく努力してプランをつくっても、何だかだんだん尻つぼみになって、次のプランのためにまた努力をするということに向けるだけで、過去を振り返ることが余りないので、そこら辺がちょっと気になるところです。

○宮林部会長 この件はどうですか。かつて、継続だとか、終了だとか、新規だとかという表が多分載ったと思うのですけれども。

○斉藤森林課長 21年3月に前回のプランをつくらせていただきまして、現在まで目標数値というものは幾つか整理させていただいておりますので、それを引き続き、池谷さんがおっしゃるとおり、目標を継続するもの、ここで終わるものというのを、きちんとデータを整理させていただきたいと思っております。

○宮林部会長 ありがとうございます。

こういう計画ですので、チェックはしていかないといけないですね。

○林田委員 厳しいです。

○宮林部会長 なかなか厳しいですけれども、そういうのも必要なのですね。

○池谷委員 自分でもやっていないのですけれども。

○木村委員 我々はいつも言われていますので。

○林田委員 数字で出せるところと、こういう目標だということがあるから、数字は出せるところは出せるとは思いますけれども、シカを何頭やったとか、そういうのは出せるとは思います。

○宮林部会長 大体よろしいでしょうか。ほかはありませんでしょうか。

それでは、大体皆さんの意見が出尽くしたということでもありますけれども、大きなのは、2章の1の(3)のところのシカの害と自然災害というのは大きく項目を変える、ここは確認させていただきます。

あとは、多々出ましたので、これは事務局と私のほうで検討させていただいてできるだけ盛り込みますけれども、細かい部分について載せないのは理由を添えて皆さんのほうに連絡をしてまとめていきたいと思っております。そんなふうにまとめてさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

3. 審議スケジュール

○宮林部会長 この後のスケジュールについては事務局のほうからお話しいただければと思います。

○事務局 それでは、皆様のお手元にお配りしております審議会スケジュール、A4縦判でございます、こちらで今後のスケジュールをご説明させていただきます。

本日、第2回の部会でございます。第3回の林業部会を5月の上旬に予定して

ございます。審議内容につきましては、本日の素案を踏まえて答申案を決定させていただくということでございます。また、農対審の総会を5月の下旬に予定しております。内容につきましては、答申の決定でございます。部会、総会ともに、現在、日程調整をさせていただいておるかと思っております。決まり次第、改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、第3回林業部会の資料につきましては、準備ができ次第、お配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○宮林部会長 何かご質問ありますか。今日のを踏まえて、皆さんの手元にこれが案として届きますので、それをまた読んでいただいてということになろうかと思っております。

全体を通しまして、よろしいでしょうか。

それでは、第2回、議論していただきました。たくさんのご意見ありがとうございました。私の分掌はこれで閉めたいと思っております。あとは事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

4. 閉会

○事務局 宮林先生、どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の林業部会を閉会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

(午後4時10分閉会)